

## これまでの農薬取締行政の国際調和の取組について

農薬は国際的に流通するものであり、また、各国において農薬を使用した農産物が国際的に流通することから、先進諸国間では、農薬に係る制度の調和が進められている。一方、我が国の実態を踏まえて運営してきた農薬登録制度の内容は、独自の要求項目を含むなど必ずしも国際的なものとはなっていないことから、OECD ガイドラインに準拠したものとなるよう見直しを随時実施してきたところである。

近年(平成 21 年以降)の取組は以下のとおり。

(1) 登録審査の透明性の確保

- 審査報告書の作成と公開 (H24.9～)

(2) 登録審査の手続きの効率化

- OECD 共通の申請様式の導入 (H26.5～)
- 英文及び電子的試験報告書の受け入れ (H26.5～)

(3) 食品及び飼料中の農薬の残留濃度の推定方法の調和

- 作物残留試験の試験例数の見直し (H26.4～)
- 海外で実施された作物残留試験の受け入れ (H26.4～)
- 個別の作物だけではなく、作物群での登録を可能とする仕組みの導入
  - ✓ 果樹類は開始 (H29.4～)
  - ✓ 他の作物群は検討中
- 家畜代謝試験、家畜残留試験のガイドラインの導入 (H29.5)

(4) 新たな評価方法の導入

- 短期暴露評価の導入 (H27.12)

(5) 原体規格の導入 (H29.4)